（公印省略）

神健保医第1273号

令和４年12月22日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応に係る

オンライン診療活用のための医療法上の臨時的な取扱いについて（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年11月29日厚生労働省医政局総務課事務連絡　別添のとおり

２　概要

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザの感染拡大又は同時流行に備え、オンライン診療の活用について示されているところです。

今般、オンライン診療の活用を円滑に行うため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に基づく病院又は診療所の管理者に係る規定について、次のとおり臨時的な取扱いが示されたもの。

本取扱いは臨時的なものであるとされておりますので、オンライン診療に係る管理者変更がある場合は、事前に下記担当まで御連絡いただきますようお願いします。

(1)　地域医師会による休日夜間診療所等オンライン診療を集合的に提供する医療機関の管理者（以下「オンライン診療実施医療機関」という。）について、法第12条第２項第５号に該当し、管理者の兼任許可を受けることができることとされた。また、オンライン診療実施の運営に支障をきたすことなく、医療の安全が十分確保されることを確認した場合は、事後の許可として差し支えないとされた。

(2)　オンライン診療実施医療機関の管理者については、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤でない医師を選任して差し支えないとされた。

(3)　現に運営している病院又は診療所の管理者が、オンライン診療実施医療機関の管理者となること等を理由として一定期間診療に従事しない場合に、一時的に管理者の代替となる医師を確保するとともに、あらかじめ医療提供に係る責任を明確にするときは、管理者の変更に係る届出を行わなくても差し支えないとされた。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp